

岐阜県公報

号外(一) 平成三十年三月三十日

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一
(同) 四

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 四
(同) 七

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古田肇

岐阜県規則第二十一号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三県事務所長の部十九の項第一号から第四号までの規定中「規定により」を「規定による」に改め、同項第五号中「及び第十八条の十三第一項」を「第十八条の十三第一項及び第十八条の三十一第一項」に改め、同項第六号及び第七号中「及び第十八条の十三第二項」を「第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に、「規定により」を「規定による」に改め、同項第九号、第十一号から第十三号まで、第十六号から第十八号まで、第二十号から第二十二号まで及び第二十五号中「規定により」を「規定による」に改め、同項中第二十八号を第三十三号とし、第二十七号の次に次の五号を加える。

- 28 法第十八条の二十三第一項の規定による水銀排出施設の設置の届出を受けること。
- 29 法第十八条の二十四第一項の規定による水銀排出施設となつた旨の届出を受けること。
- 30 法第十八条の二十五第一項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出を受

けること。

31 法第十八条の二十六の規定により届出に係る水銀排出施設の構造等に関する計画の変更等を命ずること。

32 法第十八条の二十九の規定により期限を定めて水銀排出施設の構造等の改善等を勧告し、及び命ずること。

別表第三県事務所長の部二十一の五の項第一号中「第三条第一項の規定により」を「第三条第一項の規定による」に、「規定により人」を「人」に改め、同項第六号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第三十四号中「第十四条第二項の規定により」を「第十七条第二項の規定による」に、「申請」を「申請書の提出」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項第三十三号中「別表第六」を「別表第六一の項」に改め、同号を同項第三十四号とし、同号の次に次の三号を加える。

35 処理業省令第八条第一項の規定による変更の許可申請書の提出を受けること。

36 処理業省令第十四条第一項の規定による譲渡及び譲受の承認の申請書の提出を受けること。

37 処理業省令第十五条第一項の規定による合併又は分割の承認の申請書の提出を受けること。

別表第三県事務所長の部二十一の五の項中第三十二号を第三十三号とし、第三十一号を第三十二号とし、第三十号を第三十一号とし、同項第二十九号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第三十号とし、同項中第二十八号を第二十九号とし、第二十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十三号中「規定により」を「規定による」に改め、同号の次に次の一号を加える。

24 法第二十七条の四第一項の規定による相続の承認申請を受けること。

別表第三県事務所長の部二十一の五の項第二十二号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第二十一号を削り、同項第二十号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十五号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同項第十二号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号を第十二号とし、同項第十号中「規定により」を「規

定による」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「規定により」を「規定による」に改め、同号の次に次の一号を加える。

7 法第四条第二項の規定による土地の土壤汚染状況調査の結果の提出を受けること。

別表第三県事務所長の部四十一の項第四号及び第五号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第十号中「第二十九条第六項」を「第二十九条第十一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

10 法第二十九条第九項の規定による有料老人ホーム情報の報告を受けること。

12 法第二十九条第十七項の規定により入居者に対し必要な助言その他の援助を行うこと。

別表第三県事務所長の部四十二の項第四号「規定により」を削り、同項第五号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第十号から第十二号までを削り、同項第十三号中「関係者」を「市町村長」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十四号から第十六号までを削り、第十七号を第十一号とし、第十八号を第十二号とし、同項第十九号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第二十号を第十四号とし、第二十一号から第二十六号までを六号ずつ繰り上げ、同項第二十七号中「規定により」を「規定による」に、「変更」を「変更等」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項中第二十八号を第二十二号とし、第二十九号を第二十三号とし、同項第三十号中「命ずる」を「する」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第三十一号を第二十五号とし、第三十二号を第二十六号とし、同項中第五十四号を第五十六号とし、第五十三号を第五十五号とし、同項第五十二号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第五十四号とし、同項第五十一号を第五十三号とし、第五十号を第五十二号とし、同項第四十九号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第五十一号とし、同項中第四十八号を第五十号とし、第四十五号から第四十七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四十四号中「指定地域密着型サービス事業者」の下に、「指定居宅介護支援事業者」を加え、同号を同項第四十六号とし、同項中第四十三号を第四十五号とし、第四十号から第四十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三十九号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第四十一号とし、同項中第三十八号を第四十号とし、第三十五号から第三十七号までを二号ずつ繰り下げ、

同項第三十四号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第三十六号とし、同項中第三十三号を第三十五号とし、同号の前に次の八号を加える。

27 法第九十九条の規定により介護医療院の管理に関する承認をすること。
28 法第一百十二条第一項第四号の規定により介護医療院の広告制限の特例に係る許可をすること。

29 法第一百十三条の規定により介護医療院の開設者の住所等の変更等の届出を受けること。

30 法第一百十四条第一項の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。

31 法第一百十四条の二第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは検査をさせること。

32 法第一百十四条の三の規定により介護医療院の設備の使用制限等を命ずること。

33 法第一百十四条の四第一項の規定により介護医療院の管理者の変更を命ずること。

34 法第一百十四条の五第一項から第三項までの規定による勧告、公表及び命令をすること。

別表第三県事務所長の部四十三の項中「及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下この項中「施行令」という。）を、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下この項中「施行令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この項中「施行規則」という。）に改め、同項第二号中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第二項」に改め、同項第三号中「第二十一条の五の二十二第二項」を「第二十一条の五の二十三第一項」に改め、同項第四号中「第二十一条の五の二十六第一項」を「第二十一条の五の二十七第一項」に改め、同項第五号中「第二十一条の五の二十七第一項」を「第二十一条の五の二十八第一項」に改め、同項第十七号及び第二十三号中「規定により」を「規定による」に改め、同項に次の一号を加える。

25 施行規則第四十九条の七の二の規定による認可外保育施設の設置者から事故が発生した場合の報告を受け、及びその内容を市町村長に通知すること。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部四の項第四号及び第五号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第十号中「第二十九条第六項」を「第二十九条第十一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

10 法第二十九条第九項の規定による有料老人ホーム情報の報告を受けること。
別表第三岐阜地域福祉事務所長の部四の項に次の一号を加える。

12 法第二十九条第十七項の規定により入居者に対し必要な助言その他の援助を行うこと。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部五の項第四号中「規定により」を削り、同項第五号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第十号から第十二号までを削り、同項第十三号中「関係者」を「市町村長」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十四号から第十六号までを削り、第十七号を第十一号とし、第十八号を第十二号とし、同項第十九号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第二十号を第十四号とし、第二十一号から第二十六号までを六号ずつ繰り上げ、同項第二十七号中「規定により」を「規定による」に、「変更」を「変更等」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項中第二十八号を第二十二号とし、第二十九号を第二十三号とし、同項第三十号中「命ずる」を「する」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項中第三十一号を第二十五号とし、第三十二号を第二十六号とし、同項中第五十四号を第五十六号とし、第五十三号を五十五号とし、同項第五十二号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第五十四号とし、同項中第五十一号を第五十三号とし、第五十号を第五十二号とし、同項第四十九号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第五十一号とし、同項第四十八号を第五十号とし、第四十五号から第四十七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四十四号中「指定地域密着型サービス事業者」の下に、「指定居宅介護支援事業者」を加え、同号を同項第四十六号とし、同項中第四十三号を第四十五号とし、第四十号から第四十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三十九号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第四十一号とし、同項中第三十八号を第四十号とし、第三十五号から第三十七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三十四号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第三十六号とし、同項中第三十三号を第三十五号とし、同号の前に次の八号を加える。

27 法第九十九条の規定により介護医療院の管理に関する承認をすること。
28 法第一百十二条第一項第四号の規定により介護医療院の広告制限の特例に係る許可をすること。

29 法第一百十三条の規定により介護医療院の開設者の住所等の変更等の届出を受けること。

30 法第一百十四条第一項の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。
31 法第一百十四条の二第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは検査をさせること。

32 法第百十四条の三の規定により介護医療院の設備の使用制限等を命ずること。

33 法第百十四条の四第一項の規定により介護医療院の管理者の変更を命ずること。

34 法第百十四条の五第一項から第三項までの規定による勧告、公表及び命令をすること。

別表第三岐阜地域福祉事務所の部六の項中「及び児童福祉法施行令（以下この項中「施行令」という。）を」、「児童福祉法施行令（以下この項中「施行令」という。）及び児童福祉法施行規則（以下この項中「施行規則」という。）」に改め、同項第二号中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に改め、同項第三号中「第二十一条の五の二十二第一項」を「第二十一条の五の二十三第一項」に改め、同項第四号中「第二十一条の五の二十六第一項」を「第二十一条の五の二十七第一項」に改め、同項第五号中「第二十一条の五の二十七第一項」を「第二十一条の五の二十八第一項」に改め、同項第十七号及び第二十三号中「規定により」を「規定による」に改め、同項に次の一号を加える。

25 施行規則第四十九条の七の二の規定による認可外保育施設の設置者から事故が発生した場合の報告を受け、及びその内容を市町村長に通知すること。

別表第三土木事務所長の部十二の項第三号中「第六十五条第三項」の下に「において準用する法第五十二条の二第二項」を加え、同項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

別表第三建築事務所長の部二の項第一号、第四号、第六号、第二十一号及び第二十二号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第三十六号中「又は第二種低層住居専用地域」を、「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改め、同項第三十七号中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の二第一項ただし書」に改め、同項第四十一号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項第四十八号中「当該地区計画等の内容に適合し、かつ」を削り、同項第六十号中「規定により」を「規定による」に、「の受理をする」を「を受ける」に改め、同項第八十号中「第二十八条」を「第二十八条第一号」に改め、同部二十の項第五号及び第八号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第十三号中「及び第三十八条第二項」を、「第三十八条第二項及び附則第三条第十項」に改め、同項第十四号、第十七号、第二十七号及び第三十号中「規定により」を「規定による」に改める。

別表第三長良川上流河川開発工事事務所長、宮川上流河川開発工事事務所長、岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所長及び流域浄水事務所長の部二の項第二号中「第六十五条第三

項」の下に「において準用する法第五十二条の二第二項」を加え、同項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古田肇

岐阜県規則第二十二号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条の表農業経営課の部岐阜県農業共済保険審査会の項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第四号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古田肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三岐阜地域環境室の表一の項部長専決事項の欄第一号中「読み替えて」を削り、同項課長専決事項の欄第二号中「事務委任規則」を「岐阜県事務委任規則（昭和四十三年規則第二百五号。以下この表中「事務委任規則」という。）」に改め、同表十一の項部長専決事項の欄に次の二号を加える。

11 法第十八条の二十六の規定による水銀排出施設の構造等に関する計画の変更等の命令

12 法第十八条の二十九の規定による水銀排出施設の構造等の改善勧告等及び改善勸命令等

別表第三岐阜地域環境室の表十六の項部長専決事項の欄第三号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に、「土地等」を「土地」に改め、別表第三医療整備課の表十八の項中「法」という。の下に「及び岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成二十一年条例第二十三号。以下この項中「条例」という。）」を加え、同項部長専決事項の欄第三号中「第二十二条第三項、」を削り、「第二十六条第三項、第三十一条第二項、第三十四条第三項、第四十条第五項、第四十一条第四項」を「第二十八条第四項、第三十条第二項」に改め、「及び第六項」を削り、「並びに第一百二十二条第二項」を「及び第一百二十二条第二項並びに条例第二条」に改め、同欄第四号中「第二十六条第四項」を「第二十六条第三項」に改め、同欄第十四号中「第六十七条第三項」を「第六十六条の二第三項」に改め、同号を同欄第十四号とし、同欄第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第五号中「第三十一条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第四号の次に次の一号を加える。

5 法第二十八条第一項の法人の評価及び同条第六項の規定による改善命令

別表第三医療福祉連携推進課の表二の項中「法」という。の下に「及び岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（以下この項中「条例」という。）」を加え、同項部長専決事項の欄第三号中「第二十二条第三項、」、第二十六条第三項、第三十一条第二項、第三十四条第三項、第四十条第五項、第四十一条第四項」及び「及び第六項」を削り、「第四十四条第二項」の下に「第七十八条第四項、第七十九条の二第二項」を加え、「並びに第一百二十二条第二項」を「及び第一百二十二条第二項並びに条例第二条」に改

め、同欄第五号中「第二十六条第四項」を「第二十六条第三項」に改め、同欄第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第十四号中「第六十七条第三項」を「第六十六条の二第三項」に改め、同号を同欄第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

14 法第七十九条の二第一項の法人の中期目標の期間の終了時の検討及びその結果に基づく措置

別表第三医療福祉連携推進課の表二の項部長専決事項の欄第十五号中「是正命令」を「是正等の命令」に改め、別表第三高齢福祉課の表二の項部長専決事項の欄第一号中「第十五条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第十五条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第十九条第一項の」の下に「規定による」を加え、「取消し」を「取消し等」に改め、同表三の項部長専決事項の欄第二号中「第一百四十一条の」の下に「規定による」を加え、「取消し」を「取消し等」に改め、同欄に次の二号を加える。

3 法第七十七条第一項の介護医療院の開設許可

4 法第一百四十一条の六第一項の規定による介護医療院の開設許可の取消し等

別表第三障害福祉課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第二十一条の五の二十二第三項、第二十一条の五の二十七第三項」を「第二十一条の五の二十三第三項、第二十一条の五の二十八第三項（法）」に改め、「第二十四条の四十第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第二十一条の五の二十三第一項及び第二十四条の十七第一項の」を「第二十一条の五の二十四第一項、第二十四条の十七第一項及び第三十三条の十八第六項の規定による」に改め、同欄第八号中「第五十八条の」を「第五十六条の」に改め、同号を同欄第十号とし、同欄第七号中「第五十六条の三の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第九号とし、同欄第六号中「第五十六条の二第二項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第八号とし、同欄第五号中「第四十六条第三項の」及び「同条第四項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第七号とし、同欄第四号中「第三十五条の」を「第三十五条第三項、第四項、第十一项又は第十二項の規定による」に改め、「の設置」の下に「設置の認可」を加え、「設置の認可若しくは」を削り、同号を同欄第六号とし、同欄第三号中「第三十四条の六の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第五号とし、同欄第二号の次に次の二号を加える。

3 法第三十三条の十八第四項の規定による報告等の命令

4 法第三十三条の十八第七項の規定による指定の取消し等が適当である旨の通知

別表第三障害福祉課の表六の項部長専決事項の欄第一号中「及び第五十一条の第三十三第三項」を、「第五十一条の第三十三第三項及び第六十七条第三項」に改め、同欄第二号中「及び第五十一条の二十九第一項」を、「第五十一条の二十九第一項及び第七十六条の三第六項」に改め、同欄第四号中「第六十七条第三項」を「第七十六条の三第四項」に、「措置命令」を「報告等の命令」に改め、同欄に次の一号を加える。

5 法第七十六条の三第七項の規定による指定の取消し等が適当である旨の通知

別表第三子育て支援課の表一の項中「及び児童福祉法施行令（以下この項中「令」という。）を、「児童福祉法施行令（以下この項中「令」という。）及び児童福祉法施行規則（以下この項中「省令」という。）」に改め、同表課長専決事項の欄第一号中「及び令」を、「令及び省令」に改め、別表第三子ども家庭課の表中五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項の次に次のように加える。

| | | | |
|--|--|---|------------------------------|
| <p>四 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号。以下この項中「法」という。）及び民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成二十九年厚生労働省令第</p> | | <p>1 法第六条第一項の事業の許可</p> <p>2 法第十五条の規定による改善命令</p> <p>3 法第十六条第一項の規定による許可の取消し</p> <p>4 法第十六条第二項の規定による事業の全部又は一部の停止命令</p> <p>5 法第三十九条第一項の規定による報告の徴収</p> <p>6 法第三十九条</p> | <p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p> |
|--|--|---|------------------------------|

| | | | |
|-----------------------------------|--|--------------------------|--|
| <p>百二十五号。以下この項中「省令」という。）の施行事務</p> | | <p>第二項の規定による立入検査等の実施</p> | |
|-----------------------------------|--|--------------------------|--|

別表第三労働雇用課の表五の項部長専決事項の欄第二号を削り、同欄第三号中「第三条の三」を「第十三条の二第一項」に改め、同号を同欄第二号とする。

別表第三農業経営課の表一の項中「農業災害補償法（「を「農業保険法（「に改め、「法」という。）」の下に「農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）附則第七条から第九条までの規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業災害補償法（以下この項中「旧法」という。）」を加え、「農業災害補償法施行令（昭和二十二年政令第二百九十九号）を「農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）に改め、同項部長専決事項の欄第一号を削り、同欄第二号中「第四百四十二条の五の措置」を「第二百十条の規定による措置等」に改め、同号を同欄第一号とし、同欄第三号中「第四百四十二条の五の二の」を「第二百十条の規定による」に改め、同号を同欄第二号とし、同欄第四号中「第四百四十二条の六の解散」を「第二百十二条の規定による役員の変更等」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第五号中「第四百四十二条の七の」を「第二百十三条の規定による」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第六号中「第四百四十三条の二第一項」を「第二百二十二条第一項」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄に次の一号を加える。

6 旧法第十六条第一項の農業共済組合への加入のための基準の設定

別表第三農産園芸課の表中五の項及び六の項を削り、七の項を五の項とし、八の項から十三の項までを二項ずつ繰り上げ、別表第三畜産課の表十二の項中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第一百十二号）を「畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）に改め、「と（いう。）」の下に「及び畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号。以下この項中「令」という。）」を加え、同項部長専決事項の欄第一号を次のように改める。

1 法第十四条第一項の規定による加工原料乳の数量の認定

別表第三畜産課の表十二の項部長専決事項の欄に次の三号を加える。

2 法第十七条第一項の規定による第一号対象事業者の指定

3 法第十八条第一項（法第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に

よる指定の公示等

4 法第二十條第一項及び第二項の規定による指定の解除
別表第三畜産課の表十二の項課長専決事項の欄第一号中「法」の下に「及び令」を加える。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第五号

庁中一般

各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古田肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二県事務所の表二十五の項所長決裁事項の欄に次の二号を加える。

11 法第十八条の二十六の規定による水銀排出施設の構造等に関する計画の変更等の命令

12 法第十八条の二十九の規定による水銀排出施設の構造等の改善勧告等及び改善命令等

別表第二県事務所の表二十七の五の項所長決裁事項の欄第一号中「の施設」を「の敷地」に改め、同欄第三号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同表四十三の項所長決裁事項の欄第五号から第八号までを削り、同欄中第九号を第五号とし、第十号から第十五号までを四号ずつ繰り上げ、同号の次に次の三号を加える。

12 法第十四条の三の規定による介護医療院の設備の使用の制限等

13 法第十四条の四第一項の規定による介護医療院の管理者の変更の命令

14 法第十四条の五第一項から第三項までの規定による勧告、公表又は命令

別表第二県事務所の表四十三の項所長決裁事項の欄中第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第二十二号中「旧法」を「平成一八年旧法」に改め、同号を同欄第二十一号とし、同欄中第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とし、同表四十四の項中「及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七四号）」を「児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七四号）」及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年省令第一号）に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「及び施行令」を「施行令及び施行規則」に改め、別表第二岐阜地域福祉事務所の表五の項所長決裁事項の欄第五号から第八号までを削り、同欄中第九号を第五号とし、第十号から第十五号までを四号ずつ繰り上げ、同号の次に次の三号を加える。

12 法第十四条の三の規定による介護医療院の設備の使用の制限等

13 法第十四条の四第一項の規定による介護医療院の管理者の変更の命令

14 法第十四条の五第一項から第三項までの規定による勧告、公表又は命令

別表第二岐阜地域福祉事務所の表五の項所長決裁事項の欄中第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第二十二号中「旧法」を「平成一八年旧法」に改め、同号を同欄第二十一号とし、同欄中第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とし、同表六の項中「及び児童福祉法施行令」を「児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「及び施行令」を「施行令及び施行規則」に改め、別表第二子ども相談センターの表中三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

| | | |
|--|--|---------------------------------------|
| <p>三 民間あつせん 機関による養子 縁組のあつせん に係る児童の保 護等に関する法 律（平成二八年 法律第一一〇号） の施行事務</p> | | <p>1 法第三十一条の規定による民間あつせん機関からの通告の受理</p> |
|--|--|---------------------------------------|

別表第二土木事務所の表十五の項所長決裁事項の欄第一号中「第三十二条の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第六十五条第三項」の下に「において準用する

法第五十二条の二第二項」を加え、同欄第四号中「第八十一条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号を削り、同欄第六号中「第八十二条第一項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第五号とし、別表第二岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の表二の項所長決裁事項の欄第二号中「第六十五条第三項」の下に「において準用する法第五十二条の二第二項」を加え、同欄第三号中「第八十一条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号を削り、同欄第五号中「第八十二条第一項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第四号とする。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社